

觀音寺市立中央図書館
自動販売機設置事業者募集要項
(福祉関係用)

令和8年1月

觀音寺市教育部文化振興課図書館

目次

1	公募物件概要	1
2	自動販売機の設置条件等	1
3	応募資格要件	2
4	応募書類等	2
5	応募申込手続	3
6	賃貸借契約書の締結等	5
7	問い合わせ先	5
	資料 1 (自動販売機設置場所：位置図)	6
	資料 2 (自動販売機設置場所：拡大図)	6
	様式第1号 (応募申込書)	7
	様式第2号 (誓約書)	8
	様式第3号 (販売計画書)	9
	様式第4号 (委任状)	11
	様式第5号 (辞退届)	12
	様式第6号 (質問書)	13

観音寺市立中央図書館自動販売機設置事業者募集要項

観音寺市立中央図書館が行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知の上、お申し込みください。

1 公募物件概要

物件 番号	設置場所		所在地
	設置台数	販売品目	設置可能面積
1	観音寺市立中央図書館 1 F		観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
	1 台	お茶、コーヒー等	1 m ² 程度
2	観音寺市立中央図書館 1 F		観音寺市坂本町一丁目 1 番 1 号
	1 台	お茶、コーヒー等	1 m ² 程度

(注1) 中央図書館の開館時間は、火曜日から金曜日まで 午前9時から午後6時です。
土曜日・日曜日・祝日は 午前9時から午後5時です。

2 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 貸付期間

設置の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

② 賃貸料

自動販売機設置の賃貸料については、観音寺市自動販売機設置及び管理に関する要綱（平成22年観音寺市告示第180号。以下「要綱」という。）第8条のただし書きにより、観音寺市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成19年観音寺市条例第32号）の別表による算出額とします。

③ 電気料

電気料については、要綱第9条の規定に基づくものとします。

④ その他必要経費等

その他必要経費等については、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置機種

紙コップ式は対象外とします。また、物件番号1は、ユニバーサルデザイン自動販売機とします。

(2) 使用上の制限及び維持管理責任

① 6-(1)の賃貸借契約書に規定する使用目的及び設置の基準は賃貸借契約期間中、継続的に効力を有すること。

② 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

③ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間並びに経路については、職員の指示に従うこと。

④ 酒類の販売は行わないこと。

- ⑤ 商品の補充、金銭の管理その他自動販売機の管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ⑥ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき回収ボックス1個を設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収及び処分すること。
- ⑦ 衛生管理及び感染症対策については、徹底を図ること。
- ⑧ 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で、安全な設置をすること。
- ⑨ その他使用上の制限並びに維持管理責任については、要綱及び関係法令を遵守すること。

3 応募資格要件

- (1) 要綱第3条の規定に基づき、市内に事務所等を置く社会福祉法人、特定非営利活動法人その他団体であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第22条に基づく売店の設置の対象となるもの（以下「社会福祉法人等」という。）又は個人が応募することができます。
- (2) 前項に掲げる社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募資格を有しません。
 - ① 法律行為を行う能力を有しないもの
 - ② 団体の役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいること。
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するもの
 - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っているもの
 - ⑤ 市税、香川県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - ⑥ 本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置を受けているもの
 - ⑦ 本市が実施した設置事業者の公募において、契約締結後、正当な理由なく辞退し、若しくは契約を解除され又は虚偽の申告をしたもの

4 応募書類等

(1) 応募書類

応募に当たっては、次の書類を提出してください。

① 応募申込書	様式第1号
② 誓約書	様式第2号
③ 販売計画書	様式第3号
④ 委任状（必要がある場合のみ）	様式第4号
⑤ 財務状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） ＜法人＞貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 ＜個人＞所得税確定申告書の写し	任意様式
⑥ 納税証明書（写しも可） 市税、香川県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書	当該証明書

⑦ その他資格要件を証明する書類等（登記簿謄本、身分証明書及び住民票の写しは、発行後3か月以内のものとしします。） ＜法人＞当該法人の登記簿謄本、定款、規約、会社概要等 ＜個人＞市が発行する身分証明書又は住民票の写し 事業内容及び実績がわかるもの	当該様式、任意様式
⑧ その他市長が必要と認める書類	所管課に確認すること。

(2) 提出部数

提出部数は、正1部、副1部（1部は、片面A4縦複写、クリップ留め）の計2部を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 応募書類は、日本工業規格のA4の大きさとしします。ただし、証明書等やむを得ないものについては、その他の規格の使用を認めることとしします。
- ② 提出期間後の応募書類の再提出及び差し替えは原則として認めません。
- ③ 提出された応募書類は、設置事業者の選定以外には原則として使用しません。
- ④ 提出された応募書類は、選定事務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- ⑤ 市が必要と認める場合には、追加資料を求めることがあります。
- ⑥ 応募書類の提出にかかる経費は、全て応募者の負担としします。
- ⑦ やむを得ない理由により、応募を辞退するときは、辞退届（様式第5号）を提出してください。
- ⑧ 提出された応募書類は返却しません。
- ⑨ 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。ただし、設置事業者公募に関する公表等に必要な場合は、その提出書類の全部又は一部を使用することができるものとしします。
- ⑩ 提出された応募書類は、観音寺市情報公開条例（平成25年観音寺市条例第2号）に基づき開示する場合があります。

5 応募申込手続

応募申込手続等のスケジュールは次のとおりです。

① 募集要項の配布	2月10日（火）から3月10日（火）まで
② 募集要項等に関する質問の受付	2月12日（木）から2月19日（木）まで
③ 質問に対する回答	2月25日（水）以降随時
④ 現地説明会	2月27日（金）午後1時30分
⑤ 応募書類の受付	3月3日（火）から3月11日（水）
⑥ 設置予定事業者の選定	3月17日（火）
⑦ 選定結果の通知等	3月中旬
⑧ 賃貸借契約書の締結	3月25日（水）
⑨ 設置事業者による事業開始	4月1日（水）

(1) 応募スケジュールの具体的内容

① 募集要項の配布

- i) 期 間 令和8年2月10日(火)から令和8年3月10日(火)(月曜日は除く。)
 - ii) 時 間 午前9時00分から午後5時00分まで
 - iii) 場 所 観音寺市教育部文化振興課図書館係(観音寺市立中央図書館1階事務室)
- ※ 募集要項は、観音寺市ホームページからダウンロードできます。

② 募集要項等に関する質問の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を次のとおり受け付けます。

- i) 期 間 令和8年2月12日(木)から令和8年2月19日(木)
- ii) 方 法 質問書(様式第6号)に記入の上、持参、郵送、電子メール及びFAXで提出してください。持参以外の方法で提出した場合は、到着確認を電話により必ず行ってください。
持参の場合、月曜日は除く。午前9時00分から午後5時00分まで

③ 質問に対する回答

応募者間の公平を期すため、ホームページに掲載します。

④ 現地説明会

- i) 日 時 令和8年2月27日(金)午後1時30分開始
- ii) 場 所 観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市立中央図書館 2階 会議室
- iii) 内 容 設置場所見学及び募集要項等の説明
- iv) 申込方法 参加を希望する方は2月20日(金)午後5時00分までに申込書(任意様式)により申し込んでください。持参、郵送、電子メール及びFAXいずれでも可
持参の場合、月曜日は除く。午前9時00分から午後5時00分まで

⑤ 応募書類の受付

次のとおり受付します。

- i) 期 日 令和8年3月3日(火)から令和8年3月11日(水)
- ii) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
※持参される場合は、月曜日を除く。
- iii) 方 法 観音寺市教育部文化振興課図書館係(観音寺市立中央図書館1階事務室)まで持参又は郵送(当日消印有効)にしてください。
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話 0875-23-3960
※電子メール及びFAXでの提出は認めません。

(2) 設置予定事業者の選定

設置予定事業者の選定は、提出された販売計画書を総合的に審査し決定します。なお、同じ物件に対し、設置を希望する事業者が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置予定事業者を決定します。

(3) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 応募方法の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- ④ 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑤ 本件の関係者に対し不当な接触等が認められるとき。
- ⑥ その他要項に定める条件等を満たしていない場合等審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、3月中旬に文書にてお知らせします。また、ホームページに設置予定事業者の法人・個人・団体の区分を掲載します。

6 賃貸借契約書の締結等

(1) 賃貸借契約書の締結

設置予定事業者は、自動販売機設置に関する細目について市と協議し、賃貸借契約を締結します。

(2) 賃貸借契約の解除

次の事項に該当する場合は、設置事業者との賃貸借契約を解除するものとします。なお、締結の解除に伴う自動販売機撤去等に関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

- ① 賃貸借契約の締結後、当該契約の履行期間中に、本市から指名停止措置又は暴力団等排除措置を受けた場合
- ② その他設置事業者が本件契約の相手方として不相当と認められる場合

7 問い合わせ先

観音寺市教育部文化振興課図書館係（観音寺市立中央図書館1階事務室）

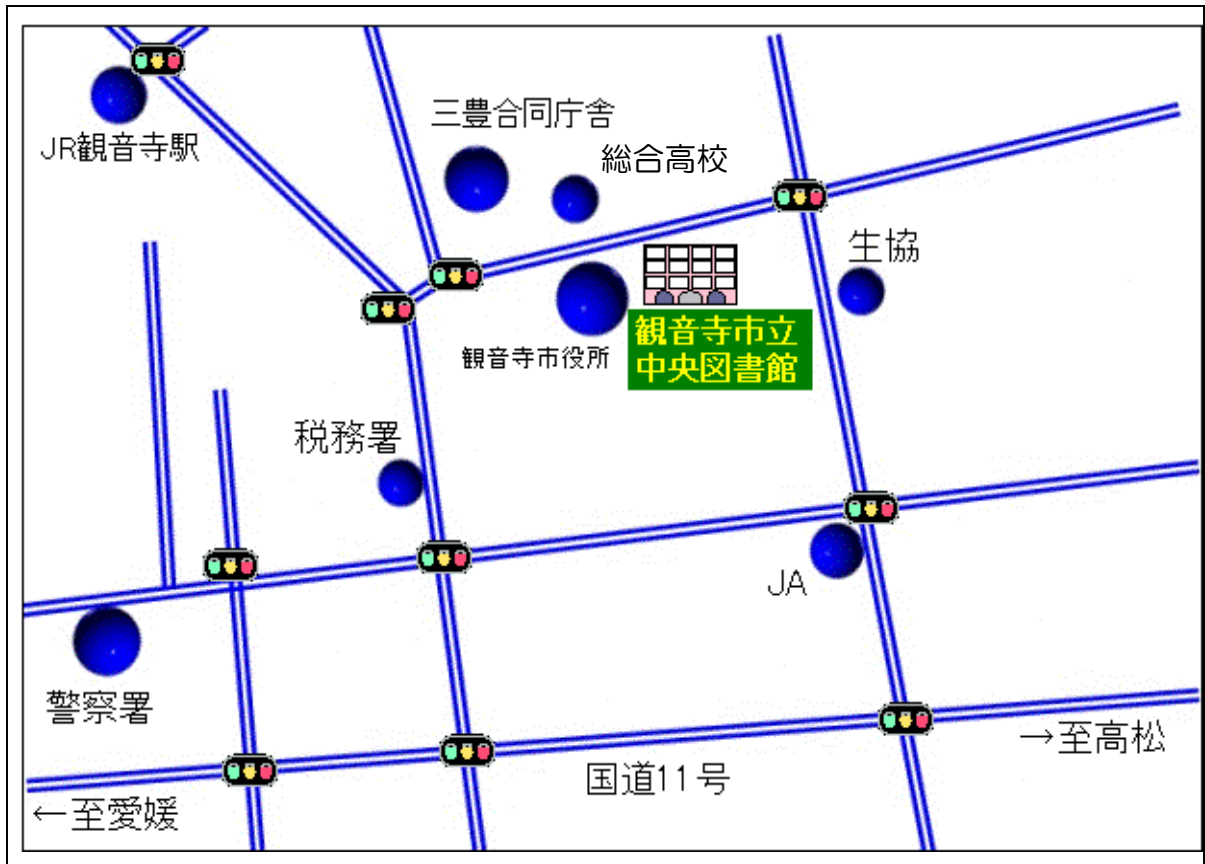
〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

電話 0875-23-3960

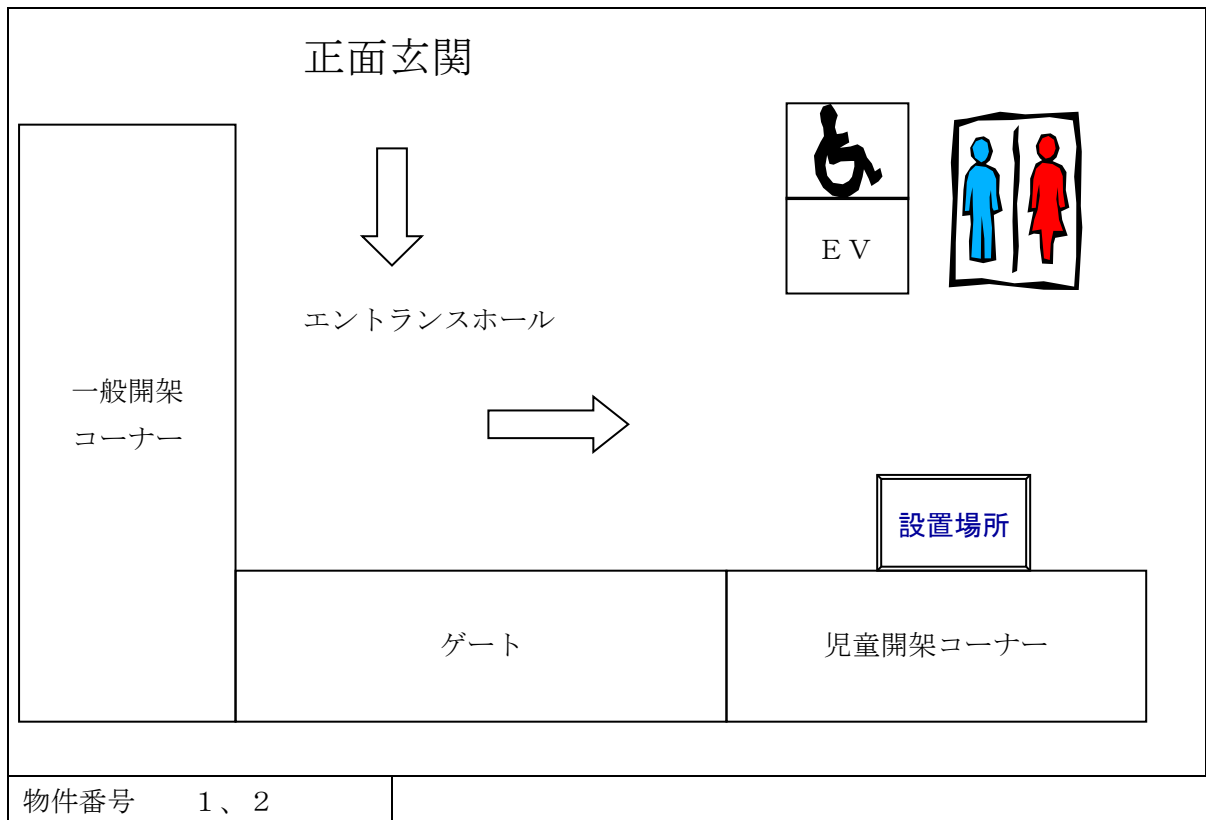
FAX 0875-23-3961

E-mail tosho@city.kanonji.lg.jp

資料1 観音寺市立中央図書館 位置図



資料2 自動販売機設置場所 拡大図



物件番号 1、2